

常任委員会の動き

新たな生涯学習施設の整備 取り組み状況等を報告

子ども文教

子ども文教常任委員会は、六月十二日に開催され、①新たな生涯学習施設の整備②待機児童の状況と保育所の整備状況等③子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けた準備状況等④平和台住宅(母子生活支援施設)の今後の方向性⑤「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査(市町村立学校)」の結果⑥「地震」とのとき学校は「2014年(平成二十六年)改訂版」——以上六件について報告を受けた。

○新たな生涯学習施設の整備について
既に本年五月に浮世絵等の専門家、学校関係者及び地域住民等からなる(仮称)藤澤浮世絵館活用検討会を設置し、意見を伺うなど検討を開始しており、平成二十八年春の供用開始を目指し取り組みをいく。

また、(仮称)アートスペース湘南は、美術作品を展示するだけでなく、市民の美術学習の場、若手芸術家の創作の場など新たな機能を有する文化芸術を創造し、発信する施設として整備するものである。



(仮称)藤澤浮世絵館では、本市保有の浮世絵等を展示予定

の活動場所及び事務室等を予定している。既に昨年の秋から施設内容等について検討を進め、本年五月に美術関係団体、若手芸術家、画廊関係者などから構成する(仮称)アートスペース湘南活用・運営検討委員会を設置し、事業内容などについて専門的な視点から意見を伺い、二十七年十月の供用開始を目指し取り組みをいく。

最後に、(仮称)ふじさわ宿泊交流館は、西富一丁目積は共用スペースを除き約五百五十平方メートルである。主として、展示・発注歴史的資産が多い旧東海道藤沢宿周辺地区において、歴史散策等で訪れる人たちの休憩の場、地域の歴史及び文化を学ぶなどの活動拠点並びに交流の場として整備する。

建設経済常任委員会は、六月十日に開催され、議案「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」の実現に向け、緑の保全及び緑化の推進を図るものである。

自然環境実態調査 保全対策の強化を図る

建設経済

また、①藤沢市観光振興計画の見直し②いずみ野線延伸に向けた取組③藤沢市緑の実施計画及び藤沢市自然環境実態調査——以上三件について報告を受けた。

○藤沢市緑の実施計画及び藤沢市自然環境実態調査について
また、藤沢市自然環境実態調査については、これまで十年間から十三年度にかけて緑地等を対象とした調査を実施したが、その後、自然環境が大きく変化したため、二十三年度から二十五年までの三年間で再調査を実施したものである。

○市(市)の説明
藤沢市緑の実施計画については、平成二十三年七月に改定した藤沢市緑の基本計画の施策を、より具体的に展開するための実施事業とその進行管理などを示すものであり、本計画を推進することにより、基本計画

の休憩の場、地域の歴史及び文化を学ぶなどの活動拠点並びに交流の場として整備する。施設概要については、敷地面積が四百九十五・七平方メートルあり、二階建てで総床面積が二百五十平方メートルである。主な施設として、多目的スペース、郷土資料の展示スペース、交流スペース、事務室、トイレ及び防災倉庫等を予定している。

意見書

4件を国会等へ提出

○立憲主義に反する集団的自衛権の行使容認について慎重審議を求める意見書
これまで政府は、憲法第九条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであり、憲法上許されないとしてきた。

○高齢者介護の現場で働く人材の確保に関する意見書
高齢者介護の現場で働く人材は、その業務が身体的にも精神的にも厳しい職種であり、離職率も高い。高齢化は、今後もさらに急速に進展することが明らかであることから、介護現場における人材確保は事業者だけの問題ではなく、日本社会全体の課題と考えられる。厚生労働省は、団塊の世代が七十五歳以上になる平成三十七年には、六十五歳以上の高齢者は三千六百五十七万人となり、介護利用者は六百五十七万人に増加すると推計している。この高年齢な状況調査は、全国的な状況調査は、まだ実施されておらず、同ワケチンの有効性と接種による副反応が起るリスクについて理解した上で、接種するか否かを判断するための適切な情報提供がなされていないのが現状である。

これに対し安倍首相は、私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書に基づいて集団的自衛権の行使容認を行う方針を示しており、憲法解釈の変更が必要と判断されれば、改正すべき法制の基本的方向を閣議決定し、準備ができ次第、必要な法案を国会に諮ると表明している。しかし、憲法は、国民の自由や権利を守るために国家権力を制限するものであり、我が国において、この立憲主義に基づいて国政が行われている以上、憲法を変えるときは正規の手続きにのっとり、主権者である国民の意思のもとに行われるべきである。

よって、国会及び政府に対し、手話が音声言語と同等な言語であることを国民へ広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法(仮称)を制定することを要望する。

よって、国会及び政府に対し、調査に基づく十分な情報を国民に提供することなしに、子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の再開を性急に行わないよう要望する。(以上、要旨を掲載)

よって、国会及び政府に対し、調査に基づく十分な情報を国民に提供することなしに、子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の再開を性急に行わないよう要望する。(以上、要旨を掲載)